

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例（平成16年6月7日京都市条例第5号）（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）

子ども（おおむね12歳以下の者をいいます。以下同じ。）を健やかかつ安全に育成することができる社会の形成に資するため、子どもの保健医療（母子保健を含む。以下同じ。）に関する相談、助言等を行うとともに、子どもの事故の防止に関する知識の普及向上を図るための施設として、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター（以下「センター」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 センターの位置は、次のとおりです。

京都市中京区釜座通丸太町上る梅屋町174番地の3

2 センターにおいては、次の事業を行います。

- (1) 子どもの保健医療に関する相談及び助言
- (2) 子どもの保健医療に関する情報の収集及び提供
- (3) 子どもの事故の防止のための調査及び研究
- (4) 子どもの事故に関する情報の収集及び提供
- (5) 子どもの保健医療及び事故の防止に関する講座、研修等の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるものとします。

4 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりです。

- (1) 開所時間 午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日は、正午から午後8時まで
- (2) 休 所 日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）に当たるときは、その日後最初に到来する

休日でない日) 並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29

日から同月 31 日まで

5 利用制限その他センターを管理するために必要な事項を定めています。

6 センターは、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 桧本 賴兼

京都市条例第5号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例

(設置)

第1条 子ども（おおむね12歳以下の者をいう。以下同じ。）を健やかかつ安全に育成することができる社会の形成に資するため、子どもの保健医療（母子保健を含む。以下同じ。）に関する相談、助言等を行うとともに、子どもの事故の防止に関する知識の普及向上を図るための施設を次のように設置する。

名 称 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター

位 置 京都市中京区釜座通丸太町上る梅屋町174番地の3

(事業)

第2条 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 子どもの保健医療に関する相談及び助言
- (2) 子どもの保健医療に関する情報の収集及び提供
- (3) 子どもの事故の防止のための調査及び研究
- (4) 子どもの事故に関する情報の収集及び提供
- (5) 子どもの保健医療及び事故の防止に関する講座、研修等の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日は、正午から午後8時まで

休 所 日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 保健衛生関連施設の項中「こころの健康増進センター」の右に「、子ども保健医療相談・事故防止センター」を加える。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)